

砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和7年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和7年9月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時及び場所

令和7年11月14日（金） 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町6番地7 新潟自治労会館 601・602会議室

2 受験手続

(1) 書面申請の場合

受験願書を新潟県土木部河川管理課まで持参又は郵送すること。

ア 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

イ 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

ウ 受験願書受付期間

令和7年9月10日（水）午前8時30分から令和7年10月9日（木）午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とし、郵送の場合は、令和7年10月9日付け消印のあるものまでを有効とする。

(2) 電子申請の場合

「新潟県電子申請システム」の「砂利採取業務主任者試験の受験申込」フォームに必要事項を入力して、申請すること。

ア 受験願書受付期間

令和7年9月10日（水）から令和7年10月9日（木）まで